

生物多様性検討委員会設置要領（案）

1 設置目的

平成18年に策定された新たな森林・林業基本計画においては、地球温暖化の防止や景観の保全等とともに、生物多様性の保全に対するニーズにも的確に応えて、優れた自然環境を有する森林の維持管理等を推進することが、重点的に取り組むべき事項の一つとされたところである。

とりわけ、全国の国有林の天然林の約半数を占める北海道国有林の天然林は、森林構成の多様性に富んだ亜寒帯性針葉樹林と温帯性広葉樹林が分布している。

北海道国有林の管理経営にあたっては、貴重な野生生物の生息・生育情報の把握に努め、それらの生息・生育地周辺における森林施業等については、必要に応じての現地調査の実施や学識経験者からの助言聴取等、科学的根拠に基づいて、生物多様性保全に貢献する事業実行をすることが求められているところである。

このため、生物多様性の確保の観点から、北海道国有林の管理手法について意見を聴くこととし、外部の専門家からなる「生物多様性検討委員会」を北海道森林管理局に設置する。

2 委員会の構成

委員会は、専門分野等を考慮して、北海道森林管理局長が委嘱した委員をもって構成する。

3 委員会の運営及び検討事項等

別紙「生物多様性検討委員会運営要領」による。

生物多様性検討委員会運営要領（案）

1 委員会の検討事項

委員会は、北海道森林管理局長の求めに応じ、以下のとおり、管内の生物多様性の確保の観点からの基本的事項を検討する。

- (1) 北海道国有林の生物多様性に関する基本的調査方針の検討
 - ・生物多様性に関する基礎資料の分析
 - ・基本的調査方針の検討
 - ・森林管理局・署において一般的に留意すべき対策等の検討、とりまとめ
- (2) 生物多様性に資するプロジェクト等個別森林の生物多様性保全に貢献する事業のあり方等の方向性、処理手順等の検討
 - なお、個別森林における具体的な施業方法等については、別途委員会における検討や専門家の意見を聴くこと等により、対応するものとする。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

2 委員会の運営

- (1) 委員会は、北海道森林管理局長が招集する。
- (2) 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 座長は、会議を統括する。

3 委員会の開催及び意見等の集約

- (1) 委員会の開催は、委員全員の出席を原則とするが、やむを得ない場合は、委員の了解をもって開催する。
- (2) 急を要する事案、委員会を開催することが困難な場合等であって、北海道森林管理局長がやむを得ないと認める場合にあっては、持ち回りによって委員の意見等の集約を行うことができるものとする。
- (3) 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、北海道森林管理局長の了解を得た場合はこの限りでない。

4 事務局

- (1) 委員会の事務局は、北海道森林管理局計画部計画課とする。
- (2) 事務局は、北海道森林管理局長の指示により、委員会の開催事務を行うとともに、委員会の指導の下、必要な情報の収集、調査、とりまとめを行うものとし、以下のうち必要な事項について実施する。

委員会の開催

局・署からの情報の整理、関係資料の収集分析

委員との連絡

現地調査

指導・助言すべき内容等の整理と関係森林管理署等への説明